お知らせとお願い

納期限内の賦課金納入に ご協力をお願いします!

土地改良区の運営は、皆様の賦課金によってまかなわれております。各地区の特別賦課金は、ほ場整備事業等の償還のための財源となります。

水路利用に関してのお願い

刈り取った草やゴミを水路に流さないでください。これらが詰まりますと水路があふれ、法面崩壊等の思わぬ災害を引き起こします。

皆様のご理解とご協力をお願いいた します。

農道利用に関してのお願い

農作業終了後、農業機械で農道を通行する際は、土が散乱しないようご注意をお願いします。舗装したきれいな農道を、みんなで気持ちよく利用しましょう!

このような時は手続きをお忘れなく!

農業委員会等で手続きを行っても、土地改良区への届け出がなければ土地原簿や組合員名簿等台帳の修正、 賦課金の変更は行われませんのでご注意ください。下 記に該当する場合は、必ず改良区へ届け出してくださ るようお願いいたします。

①組合員資格に変更があったとき(資格得喪通知)

☆売買、贈与、交換、賃貸借等により農地の移動が あった場合

☆相続、経営移譲等により組合員名義の変更があっ た場合

②農地を転用するとき(地区除外申請書)

☆道路等公共用地の買収や宅地へ変更する場合 ☆自己所有地の地目を変更する場合 ☆所有権の移転を伴う地目変更をする場合 尚、地区除外申請書には地区総代の同意(署名・ 捺印)が必要です。

③土地改良施設を使用するとき

(土地改良施設他目的使用申請書)

☆農道・水路等を農作業以外で使用する場合 ☆水路へ合併処理浄化槽の排水を放流する場合 尚、土地改良施設他目的使用申請書には、関係する 地域の関係者(理事、総代、維持管理委員長、下流水 利利用者等)の同意(署名・捺印)が必要です。 また、契約期間は5年間ですので、経過した場合 は更新申請が必要となります。

④賦課金口座振替に変えるとき又は名義や指定口座番号を変更したとき

上記届け出に関わる用紙は、改良区事務所にございますが、ホームページよりダウンロード(pdf)することができます。

是非ご利用ください!

❖編集後記❖

新元号令和に入って2年目を迎えました。

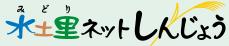
TPPや日欧EPAに続き日米貿易協定の発効等地域 農業にとって依然厳しい状況が続いており、新たな対応 が求められる大事な年となります。災害がなく豊作に恵 まれ、皆様にとって幸多き年となりますようお祈り申し 上げます。

第35号

令和2年2月20日

発行所

新庄市金沢字宮ノ次郎4273番3



TEL. 0233 – 22 – 3588 FAX. 0233 – 22 – 2335 URL http://midorinet-shinjo.jp

